

# 神奈川県警察車両管理規程

(昭和 59 年 3 月 15 日神奈川県警察本部訓令第 6 号)

**改正** 平成元年 3 月 22 日神奈川県警察本部訓令第 5 号 平成 2 年 8 月 24 日神奈川県警察本部訓令第 15 号  
平成 4 年 3 月 17 日神奈川県警察本部訓令第 13 号 平成 4 年 10 月 6 日神奈川県警察本部訓令第 33 号  
平成 6 年 3 月 30 日神奈川県警察本部訓令第 3 号 平成 6 年 11 月 1 日神奈川県警察本部訓令第 25 号  
平成 10 年 2 月 13 日神奈川県警察本部訓令第 3 号 平成 13 年 3 月 16 日神奈川県警察本部訓令第 4 号  
平成 15 年 3 月 14 日神奈川県警察本部訓令第 6 号 平成 16 年 12 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 18 号  
平成 21 年 6 月 29 日神奈川県警察本部訓令第 15 号 平成 28 年 4 月 28 日神奈川県警察本部訓令第 12 号  
平成 29 年 1 月 6 日神奈川県警察本部訓令第 1 号 平成 29 年 9 月 29 日神奈川県警察本部訓令第 24 号  
平成 31 年 3 月 26 日神奈川県警察本部訓令第 1 号

神奈川県警察車両管理規程を次のように定める。

## 神奈川県警察車両管理規程

### 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 管理体制(第 3 条 - 第 8 条)
- 第 3 章 車両の管理(第 9 条 - 第 12 条)
- 第 4 章 車両の使用(第 13 条 - 第 16 条の 2)
- 第 5 章 点検整備(第 17 条 - 第 22 条)
- 第 6 章 雑則(第 23 条 - 第 27 条)

### 附則

#### 第 1 章 総則

##### (目的)

第 1 条 この訓令は、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号。以下「車両法」という。)、物品管理法(昭和 31 年法律第 113 号)、神奈川県財務規則(昭和 29 年神奈川県規則第 5 号)その他別に定めのあるもののほか、神奈川県警察における車両の管理、使用、点検整備等について必要な事項を定め、もつて車両の適正かつ効率的な管理及び運用を図ることを目的とする。

##### (用語の意義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 所属 神奈川県警察の組織に関する規則(昭和 44 年神奈川県公安委員会規則第 2 号。以下「組織規則」という。)に定める神奈川県警察本部(以下「警察本部」という。)各部の分課及び附置機関、市警察部、相模方面本部(以下「方面本部」とい

う。)、サイバーセキュリティ対策本部、神奈川県警察学校(以下「警察学校」という。)並びに警察署をいう。

(2) 所属長 前号に規定する所属の長をいう。

(3) 車両 車両法第2条第2項に規定する自動車(以下「自動車」という。)及び同条第3項に規定する原動機付自転車(以下「原動機付自転車」という。)をいう。

(4) 車両等 車両及び車両の維持管理に必要な消耗品、備品等をいう。

## 第2章 管理体制

(総括車両管理者)

第3条 神奈川県警察に、総括車両管理者を置く。

2 総括車両管理者は、総務部長をもつて充てる。

3 総括車両管理者は、車両等の管理及び運用についての業務を総括する。

(装備課長の任務)

第4条 装備課長は、総括車両管理者の命を受け、車両等の適正な管理及び運用に当たるものとする。

(所属長の任務)

第5条 所属長は、所属に配置された車両等の適正かつ効率的な管理及び運用に努めなければならない。

(安全運転管理者)

第6条 所属に、安全運転管理者を置く。

2 安全運転管理者は、警察本部の所属にあつては課長代理、室長代理、副隊長又は次長を、市警察部にあつては副部長を、方面本部及びサイバーセキュリティ対策本部にあつては副本部長を、警察学校にあつては副校長を、警察署にあつては副署長をもつて充てる。

3 前項に規定するほか、所属長は、所属に道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「道交法施行規則」という。)第9条の8に規定する台数以上の車両を使用している組織規則に定める分駐所、係、課の附置機関又は分校(以下「分駐所等」という。)があるときは、当該分駐所等ごとに道交法施行規則第9条の9に規定する要件を備える職員を安全運転管理者に選任するものとする。

4 安全運転管理者は、道交法施行規則第9条の10に規定する業務を行うほか、所属長の命を受け、車両等の適正かつ効率的な管理及び運用に当たるものとする。

(副安全運転管理者)

第7条 所属に、副安全運転管理者を置く。

2 副安全運転管理者は、所属長が選任した職員をもつて充てる。

3 副安全運転管理者の人数は、所属の車両の運行実態に応じた必要な人数で、かつ、道交法施行規則第9条の11に定める人数以上とする。

4 副安全運転管理者は、安全運転管理者の業務を補助するものとする。

(整備管理者)

第8条 部の附置機関及び警察署並びに別に定める所属に、整備管理者を置く。

2 前項に規定するほか、所属長は、所属に道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号。以下「道路運送車両規則」という。)第31条の3に規定する台数以上の車両を使用している分駐所等があるときは、当該分駐所等ごとに整備管理者を置き、道路運送車両規則第31条の4に規定する要件を備える職員をもつて充てる。

3 整備管理者は、道路運送車両規則第32条に規定する業務を行うものとする。この場合において、整備管理者を置かない所属にあつては、安全運転管理者が当該業務を行うものとする。

第3章 車両の管理

(保管)

第9条 車両は、所定の場所に保管しなければならない。

2 車両のかぎは、安全運転管理者が保管するものとする。ただし、安全運転管理者が保管することが業務上支障があるときは、所属長が指名した者が保管するものとする。

(給油)

第10条 給油は、警察本部、市警察部、方面本部、サイバーセキュリティ対策本部及び警察学校(以下「本部の所属等」という。)にあつては装備課長が、警察署にあつては警察署長が指定した給油施設において行う。ただし、業務の都合により指定された給油施設において給油することができないときは、指定された給油施設以外の給油施設において給油することができる。

2 給油に当たつては、安全運転管理者の承認を得て行う。この場合、警察の給油施設において給油するときは給油伝票(第1号様式)を作成し、指定された業者の給油施設において給油するときは当該業者から納品伝票を徴収して行うものとする。

(車両の貸借)

第11条 所属長は、業務上必要があるときは、所属間で車両の貸出し、又は借受けをすることができる。この場合において、車両を借り受ける所属長は、あらかじめ装備課長に協議するものとする。

第12条 削除

第4章 車両の使用

(車両の使用)

第13条 車両は、警察業務以外に使用してはならない。

(運転者の指定)

第14条 所属長は、所属の職員の中から、車両ごとに運転専従員を指定するとともに、別に定める車両区分ごとに運転予備員を指定しなければならない。

2 所属長は、前項の規定にかかわらず、犯罪捜査、交通取締り、警備実施等必要があると認めるときは、他所属の職員を運転予備員に指定することができる。

- 3 所属長は、運転専従員及び運転予備員(以下「運転者」という。)以外の職員に車両を運転させてはならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

(運転の承認)

第 15 条 運転者は、車両を運転するときは、その都度、安全運転管理者の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により運転するときは、この限りではない。

- 2 運用計画等により勤務している運転者が運転するときは、安全運転管理者の承認を受けたものとみなす。

- 3 第 1 項本文の承認は、次条に規定する運転日誌により受けるものとする。

(運転日誌)

第 16 条 運転者は、車両を運転するときは、運転日誌(第 2 号様式又は第 3 号様式)を作成しなければならない。ただし、交番、駐在所及び警備派出所の原動機付自転車については、運転日誌の作成を省略することができる。

(車両使用の特例)

第 16 条の 2 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 108 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する講習(以下この条において「講習」という。)を行う場合は、第 14 条の規定にかかわらず、受講者に対し講習に用いる車両を運転させることができる。

- 2 前項の場合において、前 2 条に規定する運転の承認手続及び運転日誌の作成は、当該講習を担当する職員が行うものとする。

## 第 5 章 点検整備

(運行前点検)

第 17 条 運転者は、指定された車両について 1 日 1 回運行前の点検(以下「運行前点検」という。)を行わなければならない。

- 2 自動車の運行前点検は、自動車点検基準(昭和 26 年運輸省令第 70 号)第 1 条の基準(以下「日常点検基準」という。)により実施するものとし、その結果を自動車運行前点検表(第 4 号様式)に記録し、安全運転管理者に報告しなければならない。

- 3 原動機付自転車の運行前点検は、日常点検基準に準じて実施するものとし、その結果を原動機付自転車運行前点検表(第 5 号様式)に記録し、安全運転管理者に報告しなければならない。

(修理)

第 18 条 安全運転管理者は、故障等により車両を修理する必要があるときは、所属長の承認を得て、速やかに修理するものとする。この場合において、本部の所属等にあつては、所属長が自動車修理要求書(第 6 号様式)により、装備課長に修理を依頼するものとする。

2 所属長は、前項の修理を完了したときは、その結果を整備管理者に確認させるものとする。

3 警察署長は、車両の修理に高額のコストを要するときは、事前に整備課長に通報するものとする。

(定期点検整備)

第 19 条 整備課長及び警察署長は、車両法第 48 条に定める定期点検整備を行うときは、自動車の運用に支障がないよう期日までに、計画的に実施しなければならない。

2 整備管理者は、定期点検整備を実施したときは、その結果を確認し、車両法第 49 条に定める定期点検整備記録簿に記載しなければならない。

(継続検査整備)

第 20 条 整備課長は、車両法第 62 条に定める継続検査を受けなければならない自動車を、月ごとに取りまとめ、当該検査を行う月の前月中に当該車両の配置されている所属の長に連絡するものとする。

2 前項の連絡を受けた所属長は、継続検査整備をする必要がある自動車の受検整備計画を立てて期日までに実施し、その結果を整備管理者に確認させるものとする。

3 継続検査整備を実施した所属長は、当該自動車の自動車検査証の写しを速やかに整備課長に送付するものとする。

(整備指導)

第 21 条 整備課長は、適正な車両管理を図るため、計画的に課員を所属に派遣し、当該所属の整備管理者に対して、整備に関する指導と車両の整備を行わせるものとする。

(車両の手入れ)

第 22 条 運転者は、指定された車両を良好に維持管理するため、責任をもつて当該車両の整備に努めなければならない。

2 運転専従員は、指定された車両の故障又は修理する必要がある箇所を発見したときは、速やかに安全運転管理者に報告しなければならない。

## 第 6 章 雑則

(車両等の点検)

第 23 条 整備課長は、所属に配置してある車両等の管理及び運用について、年 1 回以上点検を行い、その結果を、総括車両管理者を経て、警察本部長に報告しなければならない。

2 安全運転管理者は、所属の車両の整備状況を小型警ら車及び原動機付自転車にあつては月 1 回以上、無線警ら車、捜査用車(機捜隊用)、交通取締用四輪車及び交通取締用自動二輪車にあつては 2 か月に 1 回以上、その他の車両にあつては 3 か月に 1 回以上点検し、その結果を、自動車にあつては自動車点検(整備)結果表(第 7 号様式)に、また、原動機付自転車にあつては原動機付自転車点検(整備)結果表(第 8 号様式)に記録しなければならない。

(損傷報告等)

第 24 条 所属長は、所属に配置された車両について、交通事故その他損傷事故等が生じたときは、所要の手續により、その状況を速やかに警察本部長に報告しなければならない。

2 所属長は、自動車検査証、原動機付自転車標識交付証明書、自動車損害賠償責任保険証明書、自動車登録番号標又は標識板を紛失し、又は破損したときは、そのてん末を明らかにして、速やかに総括車両管理者に報告しなければならない。

(車両等の資料)

第 25 条 総括車両管理者は、所属長に車両の管理及び運用について必要な資料を提出させることができる。

(車両の一時集中管理)

第 26 条 装備課長は、他の都道府県警察から車両の援助の要求があつたときは、関係所属長と協議の上、速やかに当該車両の支援体制を整えるものとする。

(車両の登録)

第 27 条 自動車の登録又は届出手続は、装備課長が行う。この場合において、自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和 37 年法律第 145 号)に係る事務手續は、装備課長が関係所属長に依頼するものとする。

2 所属長は、配置された車両の登録又は届出内容を変更する必要があるときは、事前に装備課長と協議するものとする。

3 原動機付自転車の標識の交付申請は、原動機付自転車の配置を受けた所属長が行う。

附 則

この訓令は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 22 日神奈川県警察本部訓令第 5 号)

この訓令は、平成元年 4 月 1 日から施行し、平成元年 1 月 8 日から適用する。

附 則(平成 2 年 8 月 24 日神奈川県警察本部訓令第 15 号)

この訓令は、平成 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 3 月 17 日神奈川県警察本部訓令第 13 号)

この訓令は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 10 月 6 日神奈川県警察本部訓令第 33 号)

この訓令は、平成 4 年 10 月 8 日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月 30 日神奈川県警察本部訓令第 3 号)

この訓令は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 11 月 1 日神奈川県警察本部訓令第 25 号)

- 1 この訓令は、平成 6 年 11 月 6 日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成 10 年 2 月 13 日神奈川県警察本部訓令第 3 号)

この訓令は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 3 月 16 日神奈川県警察本部訓令第 4 号)

この訓令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 14 日神奈川県警察本部訓令第 6 号)

この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 18 号)

この訓令は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 6 月 29 日神奈川県警察本部訓令第 15 号)

- 1 この訓令は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成 28 年 4 月 28 日神奈川県警察本部訓令第 12 号)

この訓令は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 1 月 6 日神奈川県警察本部訓令第 1 号)

この訓令は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 9 月 29 日神奈川県警察本部訓令第 24 号)

この訓令は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 26 日神奈川県警察本部訓令第 1 号)

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式(第 10 条関係)

給油伝票

[別紙参照]

第 2 号様式(第 15 条、第 16 条関係)

運転日誌

[別紙参照]

第 3 号様式(第 15 条、第 16 条関係)

運転日誌

[別紙参照]

第 4 号様式(第 17 条関係)

自動車運行前点検表

[別紙参照]

第 5 号様式(第 17 条関係)

原動機付自転車運行前点検表

[別紙参照]

第 6 号様式(第 18 条関係)

自動車修理要求書

[別紙参照]



第7号様式(第23条関係)

自動車点検(整備)結果表

[別紙参照]

第8号様式(第23条関係)

原動機付自転車点検(整備)結果表

[別紙参照]